

ア メ リ カ 合 衆 国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事証拠調べ (日米領事条約17条1項(e)号(ii))		管轄裁判所証拠調べ (二国間共助)
II ルートの選択基準	日本人又は日本語を十分に解する者に対する場合は原則として本ルート		A ルートの対象にならない場合又はA ルートで嘱託すると証人が出頭しないおそれがある場合
III 作成すべき文書等(訳文を添付すべき場合は、原文と同じ部数を添付)	1 嘱託書 (添付書類を含む) 1通 写し1部		1 嘱託書 (添付書類を含む) 1通 写し2部
IV 訳文	英語又は証人等が解する言語		英語
V 費用	必 要		必 要